

岐阜市内の河川へのミシシippアカミガメ放逐の目撃例(2017年)

楠田 哲士

501-1193 岐阜県岐阜市柳戸1-1 岐阜大学応用生物科学部

Red-eared slider abandonment to a river in Gifu city.

By Satoshi KUSUDA

Faculty of Applied Biological Sciences, Gifu University, 1-1 Yanagido, Gifu 501-1193, Japan.

岐阜市内の河川においてミシシippアカミガメを放流するところを目撃したとの情報を得たので、記録を兼ねて報告する。また、あわせてカメの遺棄行為に対する法規制の状況についても紹介する。なお本稿では、河川にカメが放流された目撃例について、例えば路上を歩いていた個体に対して交通事故等の危険から救うために河川へ移動させるといった善意ではなく、目撃者の情報から飼育放棄としての放流であった可能性が高いと考えている。

岐阜市内の伊自良川で2017年9月上旬(日付不明)、子供連れの30~40代の男性が甲長約12cmのカメを放流するところが目撃された(図1内の地点A)。さらに同日撃者は、それ以前にも(時期不明)、隣接する新堀川で成人男性がカメを放つところを目撃していた(図1内の地点B)。このような放流行為を、散歩中に他にも何度も見かけていたようであった。目撃者はカメの種名は分からず、「いっぱいいるヤツ。縞々があった」、「皆が捨てていくから板屋川も伊自良川もカメだらけ」とのことであった。この情報から、種はおそらくミシシippアカミガメの可能性が高い。著者らのこれまでの捕獲調査からも、この地域はミシシippアカミガメが優占していることを確認しており(楠田, 2014)、少なからず放流行為が影響しているものと思われる。

現在のところ、ミシシippアカミガメは特定外来生物(外来生物法)には指定されていないため、野外に放つ行為(外来生物法では「放出」という)が禁止されているわけではない。しかし、ごく一部の自治体では、条例で本種を指定し、この行為を禁止し、違反者には原状回復や罰金を求めるところもある(表1)。岐阜県にはこのような条例はないが、岐阜市では「岐阜市自然環境の保全に関する条例」により移入種



図1. ミシシippアカミガメの放逐行為が目撃された場所(岐阜市内)

表1. ミシシippアカミミガメの遺棄を明確に禁止している自治体と条例(他にもあるかもしれない)

| 自治体 | 条例名 | 違反者への指導等 |
|-----|------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 佐賀県 | 佐賀県環境の保全と創造に関する条例 (「移入規制種」：ミシシippアカミミガメ, 2006年指定) | 原状回復勧告 |
| 愛媛県 | 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例 (「侵略的外来生物」：ミシシippアカミミガメ, 2009年指定) | — |
| 愛知県 | 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 (「条例公表種」：アカミミガメ, 2010年指定) | — |
| 明石市 | あかしの生態系を守る条例 (「指定外来種」：ミシシippアカミミガメ, 2014年指定) | 原状回復命令(命令違反者には30万円以下の罰金) |
| 神戸市 | 神戸市生物多様性の保全に関する条例 (「指定外来種」：アカミミガメ, 2018年指定) | 原状回復命令 |

の放逐が禁止されている。すなわち、第11条において「何人も、国内及び国外を問わず人為的に移動した動植物で、市内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある種の個体を放ち、又は人の管理が及ばない状態で植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。」としている。ただし、移入種がどの種であるかは定めておらず、違反者に対する指導・勧告の規定もない。このレベルの条例は他の自治体にも散見される。

ここで、「遺棄」の定義を確認しておきたい。「人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの(愛護動物)」の遺棄行為は、動物愛護管理法における罰則の対象となるが、遺棄が具体的にどのような行為であるかは条文に定義されていない。しかし、同法の解説書(動物愛護管理法令研究会, 2016)によれば、「愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に離隔することにより、当該愛護動物の生命・身体を危険にさらす行為のことと考えられる。」とされている。動物愛護管理法上、遺棄の定義や具体的例示がないことは以前より問題となっていたが、2014年に環境省が各自治体宛に「動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について」(平成26年12月12日環自総発第1412121号)の通知を行い、遺棄の内容が明示された。この文書によれば、「人間の保護を受けずに生存できる愛護動物(野良犬、野良猫、飼養されている野生生物種等)であっても、離隔された場所の状況によっては、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。これに該当する場所の状況の例としては、生存に必要な餌や水を得ることが難しい場合、厳しい気象(寒暖、風雨等)にさらされるおそれがある場合、事故(交通事故、転落事故等)に遭うおそれがある場合、野生生物に捕食されるおそれがある場合、等が考えられる」(一部抜粋)と具体例が示されている。

カメの大規模な遺棄事件としては、最近では2015年に大阪府茨木市・摂津市を流れる大正川中流域で発生しており、ニホンイシガメ163個体とミナミイシガメ36個体が保護捕獲されたが、冬眠時期もしくは直前時期に放逐されたものであったためか半数以上がすぐに死亡している(西堀, 2016; 西堀他, 2017a; 2017b)。このような悪質かつ大規模な事例が明るみになることは珍しいが、以前は全国の縁日でよく見かけた亀すくい、縁日終了後に近くの河川に遺棄されているのではないかといった噂もささやかれてきた(亀すくい自体も違法行為である場合がほとんどで、近年は見かけない)。

今回報告したような、おそらく家庭のペットのミシシippアカミミガメを野外に放流する行為は、現在も過

去にもおそらく相当数、各地で行われてきたに違いないが、その実態は不明である。このような放流(置き去り)は、動物愛護管理法上の遺棄にあたと解釈できる。そもそも動物愛護管理法において動物の所有者は終生飼養することの努力義務があるとしていることから、罰則の有無に関わらず、これは許される行為ではない。歴史的には、奈良時代から、生物を山野池沼に放つことは生物の殺生や肉食の戒め、あるいはその供養のためになり、功德を積むことになるという仏教の教えがあり、野外へ生物を放つ「放生」は善行であった。このような歴史的な宗教観あるいは動物観によって、特に外来種または国内外来種を放つ行為が悪行であり違法行為であることが認識されていない例も多いと思われる。功德にならないばかりか、罰を受けることにもなりかねない行為であることを理解しなければならない。本稿が、アカミミガメに関連する規制の正しい理解と適正飼養の普及啓発につながる一助となれば幸いである。今後、今回のようなことが各地で目撃されれば、可能な限り公表することで、市民の目を光らせ「外来種の放生」を減らすことにつながればと期待する。

謝辞

本稿の作成にあたり、情報提供いただいた岐阜大学人材開発部職員育成課の松居容子氏(目撃者ではない)と、主に法律の観点から内容の確認をいただいた神奈川大学法学部の諸坂佐利准教授にお礼申し上げます。

引用文献

- 西堀智子. 2016. 大正川におけるニホンイシガメ・ミナミイシガメ大量遺棄事件. 日本在来のカメ類保護事業2015年度活動報告書 p.7-11. 和亀保護の会, 大阪.
- 西堀智子・久米卓美・菊川百合子・多田哲子・坂雅宏. 2017a. 大正川におけるニホンイシガメ・ミナミイシガメ大量遺棄事件. 第4回淡水ガメ情報交換会講演要旨集 p.64-66. 認定NPO法人生態工房, 東京.
- 西堀智子・久米卓美・菊川百合子・多田哲子・坂雅宏・竹田正義. 2017b. 大正川におけるニホンイシガメ・ミナミイシガメ大量遺棄事件(続報). 日本在来のカメ類保護事業2016年度活動報告書 p.24-28. 和亀保護の会, 大阪.
- 楠田哲士. 2014. 岐阜市のニホンイシガメの保全にむけた外来種防除・繁殖研究・保護増殖の取り組み(特集:野生生物保護管理の最前線「外来種の侵入がもたらす在来カメ類存亡の危機」内). Wildlife Forum 18(2):10-11.
- 動物愛護管理法令研究会. 2016. 改訂版 動物愛護管理業務必携. 大成出版社, 東京. 547 p.